

令和6年度版

# 介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度のご案内

～ 働きながら介護福祉士をめざすあなた!! ～

介護福祉士実務者研修施設に在学し施設長の推薦が受けられる方  
資格取得後、千葉県内の介護福祉施設で介護等の業務に従事しようとする方

## ▶▶ 対象者 以下の全てを満たす方

- 1 千葉県内に住民登録をしている方
- 2 千葉県内の実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- 3 実務者研修修了後、介護福祉士として登録し、継続して2年以上千葉県内で介護等の業務に従事する意思を有する方



## ▶▶ 貸付金額

上限額  
**20万円**

## 貸付対象経費

受講料、教材費、参考図書、学用品、  
交通費(公共交通機関対象)、国家試験受験対策講座の受講料、  
国家試験の手数料等の必要経費にご利用いただけます。

## 返還免除

以下の条件を全て満たした場合、貸付金の返還が全額免除となります。退学や転職等により条件を満たせない場合は、全額返還となります。

- 1 実務者研修を修了した日から1年以内に
- 2 介護福祉士の登録を行い
- 3 千葉県内で

介護等の業務につき、継続して2年間業務に従事した場合

※実務者経験年数を満たしていない方は、介護福祉士の受験資格を得てからになります。

※2年間従事の方(パート・アルバイト等)在籍期間が通算730日以上であり、かつ業務従事日数が360日以上とします。

## 申込方法

- 1 在学する実務者研修施設へ所定の申請書類を提出
- 2 在学する実務者研修施設が書類を取りまとめて推薦状を付けて千葉県社会福祉協議会へ提出



(※)必要書類は「貸付制度の手引き」(下記ホームページに掲載)に記載しています。貸付申請時から返還免除(又は返還完了)になるまで、「貸付制度の手引き」を必ずお手元に保管してください。

詳しくは、「介護福祉士実務者研修受講資金の手引き」(令和6年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyō.net/loan/trainingfund/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(介護担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話 043-306-7571(受付時間:平日10:00~18:00)

